

2 | 総合事業の定義について

J Aは組合員の皆様の営農や暮らしに役立てていただけるよう、農業関連事業（農畜産物販売事業、保管事業、農業生産資材購買事業、営農指導事業など）のほか、生活関連事業（精米販売や身の回りの生活品販売、子会社ではガソリンスタンドや食品スーパーなど）、貯金を預かりそれを原資として融資を行う信用事業、「ひと・いえ・くるまの総合保険」（生命と損害の両分野の保障）を提供する共済事業などをはじめ、様々な事業を行っています。これを「総合事業」と呼んでおり、総合事業だからこそ、組合員の皆様にとって便利で多彩なワンストップサービスを提供することができます。

また、農業者にとって重要なJ Aの農業関連事業をみると、信用事業や共済事業などを含めた総合事業全体の収支の中で実施しているからこそ、米・野菜・花き・畜産などに精通した専門的な営農指導員の配置や農業施設投資が可能となっています。



3 | 総合事業の運営態勢について

当J Aでは以下の理由から、信用事業を含めた総合事業経営を継続いたします。

【総合事業経営継続理由】

- ① 総合事業を継続することによって、営農経済部門と連携を図り、メイン強化先等担い手経営体へ全戸訪問を展開し、個別支援や事業提案に取組み、農業所得向上と地域活性化に貢献できます。
- ② 少子高齢化や組合員・利用者ニーズも多様化する中、総合サービスを展開することによって、地域から必要とされ、より一層のコミュニティ機能が発揮されます。
- ③ 農家組合員の高齢化に伴う事業承継にかかる対応について、営農経済部門と一体となった取組みを行うことにより、営農事業の継続、資産形成の相談機能が図られ、農業、地域への貢献が可能となります。

4 | 営農指導・担い手支援事業の取り組み内容（令和元年度事業計画より）

各地区営農センターを中心に、地域の特色を活かした営農指導・支援と、多様なニーズに対応した相談機能の充実に取組み、「組合員の所得向上」と「地域農業の維持・発展」をめざして、信頼される営農指導を実践します。

また地域の実態に応じた農業の将来像を描く「地域営農ビジョン（農業振興計画）」の実践により、担い手経営体の育成支援ならびに農業生産性と農業所得の向上に取り組めます。

加えて、「食の安全・安心」の確保により、消費者から信頼される農畜産物の生産と供給に取り組めます。

大きな括りとして以下の6点について強化を行なってまいります。

- ① 地域環境に合わせた地域営農ビジョンの策定・実践
- ② 米政策の見直しに対応した生産体制の構築
- ③ 園芸作物の生産振興
- ④ 営農指導・担い手支援体制の強化
- ⑤ 雇用バンク制度（労力支援）の創設
- ⑥ 食の安全・安心対策への取り組み



「J A秋田なまはげ」は正組合員、准組合員の皆様と手をたずさえ、管内の農業や景観を守り、豊かで暮らしやすく、食の安全・安心が確保された地域社会の実現を目指します！

